

議案第八十九号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出 雅 巳

写

昭和四十四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田 秀 雄

三朝町条例第

号

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和三十九年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条簡易水道事業会計の項中

<p>簡易水道使用料、簡易水道事業収入、一般会計繰入金、分担金、町債、その他の諸収入金</p>	<p>簡易水道管理費並びに水道の新設、改良事業費、借入金、償還金及び利子の諸支出金</p>
<p>簡易水道使用料、簡易水道事業収入、国庫支出金、一般会計繰入金、分担金、町債、その他の諸収入金</p>	<p>簡易水道管理費並びに簡易水道の新設、改良事業費、借入金、償還金及び利子の他の諸支出金</p>

を

に改め

同条温泉配湯事業会計の項中

温泉配湯事業収入

を

温泉配湯事業収入  
町債  
その他の諸収入金

に改め

同条財産区特別会計の項中

財産区財産より生ずる生産物  
使用料  
その他諸収入

を

財産区財産より生ずる生産物  
使用料  
その他の諸収入金

に改め

同条三朝高原有料道路料金徴収事業特別会計の項中

委託料

料金徴収事務費その他諸支出金

を

委託料  
一般会計繰入金

料金徴収事務費その他諸支出金

に改め

附則

この条例は 公布の日から施行する。